

遠隔服薬指導で在宅医療の促進期待

—きらり薬局 名島店（福岡県）—

編集部

遠隔服薬指導は2019年3月現在、国家戦略特区での活用が認められている。しかし、全国でも3つの地域（愛知県の一部、福岡県福岡市、兵庫県養父市）に限定されていることもあり、その実態を知ることは難しい。そこで今回、遠隔服薬指導の実施実績をもつ福岡市の「きらり薬局名島店」取材した。

遠隔服薬指導とは

現在、国家戦略特区の3つの地域では、医師がオンライン診療を行った際に発行される「特定処方箋」による調剤に限り、薬局での遠隔服薬指導が認められている。

特定処方箋の特徴は、医療機関から薬局にわたる際に患者を介す必要がないこと。このため、特定処方箋はオンライン診療後にFAXで薬局に送信された

後、発行元である医療機関からも直接薬局に郵送される仕組みとなっている。

薬局はFAXをもとに調剤し、特定処方箋を郵送で受け取った後に遠隔服薬指導を行う。このときオンラインのシステムを活用することで、離れた場所にいる患者とテレビ電話のような形式で服薬指導が行われ（図1）、処方された薬は服薬指導の後に患者宅に運ばれる。以上が、遠隔服薬指導の流れだ（図2）。



図1 実際に遠隔服薬指導を行う様子
遠隔服薬指導の様子。パソコンに付いたカメラに向かって話す。

実際のパソコンの画面。中央に写っているのが患者（ダミー）、右端に写っているのが遠隔服薬指導中の薬剤師。

図1 実際に遠隔服薬指導を行う様子

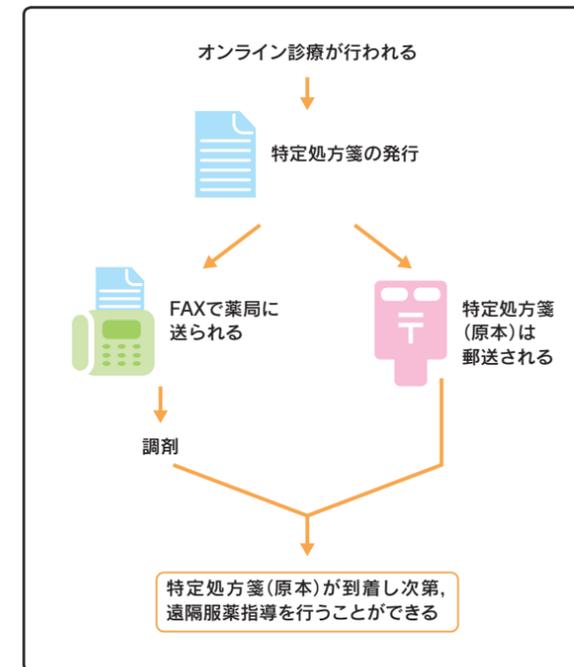


図2 遠隔服薬指導の流れ

遠隔服薬指導を導入するための準備は、想像以上に手軽といえる。同薬局が使用している遠隔服薬指導システム YaDoc（株式会社インテグリティ・ヘルスケア運営）は、カメラ機能をもつパソコンがあれば導入可能で、もとよりそのようなパソコンが配備されていた同薬局では、遠隔服薬指導を導入することが決まってから新たに購入したものはないという。

卸との協力で配送の問題乗り越え

同薬局のある福岡市では、遠隔服薬指導を活用するにあたり“小学校区に薬局が一軒も存在しない地域”に患者の住居がある場合にのみ行えるというルールを定めた。現在、これに該当する地域は7カ所あり、実際に同薬局が遠隔服薬指導を行っているのは、そのうちのひとつである志賀島だ（図3）。同薬局では1年半ほど在宅医療を行っていた患者2名（夫婦）に対し、2018年7月から遠隔服薬指導を活用している。

「遠隔服薬指導の開始当初は薬の配送に苦労した」



図3 きらり薬局名島店と志賀島

と語るのは、同薬局名島店 薬局長の原敦子氏。例えば配送料をどこが負担するのかといった悩ましい問題では、患者と十分に話し合い、現在は患者負担での配送が行われているという。

また実際の配送では、もともと一般的な宅配業者を活用しようと考えていたものの、①薬の一包化を行っていることもあり、厳密な温度・湿度管理が不可欠、②患者のもとに薬が無事届いたかの確認が行えない——といった理由から断念せざるをえなかった経緯がある。最終的には、医薬品卸と契約を結ぶことで、この問題を解消。①については医薬品を扱い慣れた会社であるため問題はなく、②についても患者宅に薬を届けたら薬局に連絡が入るよう約束を交わすことで解決した。問題点を挙げるとすれば、医薬品卸が行うルート配送の合間に患者宅を訪ねてもらっているため、急ぎの処方には対応できないこと。その場合は薬剤師でない薬局スタッフが、薬を患者宅に届けているという。

“信頼関係あればこそ”の遠隔、訪問も欠かせない

同薬局から志賀島の患者宅までは自動車で片道



原敦子氏(きらり薬局名島店 薬局長)

40分以上かかることもあり、訪問服薬指導を行う際は薬剤師の勤務時間を移動にとられてしまっていたと原氏。遠隔服薬指導の導入により移動する必要がなくなり、薬剤師の数が足りていないなか、薬剤師の勤務時間をより多くの患者のために有効活用できるようになったことは薬局にとって一番のメリットといえる。

現在、同薬局では対象となる患者に対して遠隔服薬指導と訪問服薬指導をそれぞれ月に1回ずつ行っているが、遠隔服薬指導の導入時には患者から「会えなくなるのが寂しい」との気持ちを吐露されたこともあった。患者宅が僻地にあることから、以前から薬剤師の訪問服薬指導は歓迎され、顔の見える間柄であることを喜んでくれていたのである。それでも薬剤師不足への理解ある患者から、「世のなかの流れとして遠隔服薬指導が求められているのなら、協力したい」という返事を受け、ようやく遠隔服薬指導の導入に至ったのである。そのため、原氏は「遠隔服薬指導の活用ができてきているのは、患者との信頼関係が(土台に)あるからこそ」と強調するとともに、月1回の訪問で観察する患者の生活状況なども服薬指導の参考となることから、現時点で「訪問を完全になくすことは難しいかもしれない」と語る。

最難関はソフトウェアのアップデート

遠隔服薬指導を受ける患者にとって問題となるのが「デバイスの使用」だ。オンラインシステムを利用するうえで、スマートフォンの使用は必須。同薬局が遠隔服薬指導を行っている患者もこの点に苦戦していた。そのため同薬局では、患者の娘が患者のサポートに入れるよう、娘のいる時間帯に遠隔服薬指導を行うことに決めているという。さらに、毎回同席する娘からは「一緒に服薬指導を受けるので、安心できる」という声もあり、デバイスの使用に限らない思わぬ効果もあった。

しかし、サポートする人がいても困難なこともある。例えば、ソフトウェアのアップデートに関する問題だ。個人情報の保護のために、YaDocはアップデートの際にアプリケーションから自動的にログアウトされるようになっている。そのため、アップデート後に使用を続けるには再度ログインする必要があるが、こういったケースではたとえサポートする人がいたとしても、その人がICTに詳しくなければ対応することが難しい。こうしたICTの基本的な問題も、今後さらなる改善が求められる点といえる。

人手不足解決の一助に、期待大きく

現状、遠隔服薬指導はオンライン診療の患者に限定されているが、そもそもオンライン診療を行える患者自体が少ないことから、結果として遠隔服薬指導の対象となる患者もごく少数となっている。

「在宅医療を受ける患者の臨時処方だけでも解禁されたら」と語るのは、きらり薬局を運営するHyuga Pharmacy株式会社 代表取締役の黒木哲史氏。黒木氏は、行政に今後要望したい点として遠隔服薬指導にまつわる規制緩和を挙げ、現行ルールではオンライン診療の活用が進まなければ、遠隔服薬

指導の活用の幅は広げられないことを指摘する。続けて、遠隔服薬指導自体については「薬局の人手不足を解決する一つの方法」と述べたうえで、在宅医療を促進する手段として遠隔服薬指導の普及に期待を寄せた。



黒木哲史氏(Hyuga Pharmacy株式会社 代表取締役)